

# 件名: 渋川市中小企業振興基本条例の制定に向けた 取り組みについて

- 1 目 的 中小企業振興のため、中小企業の自助努力を基本として、市民、経済団体、金融機関その他の関係者、そして市が一体となって、中小企業が今後も意欲を持って活躍するとともに、勤労者が働くことに生きがいを感じ、誇りに思える環境を実現するため、条例制定に向けた取り組みを進めます。

なお、群馬県内他市では、名称はそれぞれ異なるものの、前橋市、高崎市、桐生市、太田市、館林市、富岡市が中小企業の振興に関する条例を制定しています。

- 2 内 容 裏面の概要図のとおり

- 3 本市の背景 本市は、平成18年2月20日に旧渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村の6市町村により合併をし、12年が経過しようとしています。

これまでの間、市は、商工会議所や商工会といった経済団体、金融機関等と連携を図り、本市企業の大多数を占める中小企業の振興に努めてきました。

しかしながら、少子高齢社会の到来による人口減少と国内市場の縮小やグローバル化による競争激化、また、地球環境・エネルギー問題の深刻化等により、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまで以上の積極的な取組が求められています。

そのため、これまで連携により実施してきた中小企業振興の取組に加え、条例により、市、中小企業者、経済団体、金融機関等の関係者それぞれの責務や役割を明らかにした上で基本施策に取り組むことにより、更なる中小企業振興を強力に推し進める必要があります。

- 4 今後の予定

平成29年12月に条例案に対する市民意見公募を実施し、市民の意見を取り入れた上で、平成30年度の条例制定を目指します。

# 渋川市中小企業振興基本条例の概要

## 目的

市内中小企業の振興が、地域経済の発展に果たす役割の重要性を踏まえ、市の責務、市内中小企業者等の努めるべき事項等について明らかにするとともに、市内中小企業の振興に関し本市の施策の基本となる事項を定めることにより、市内中小企業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与する。

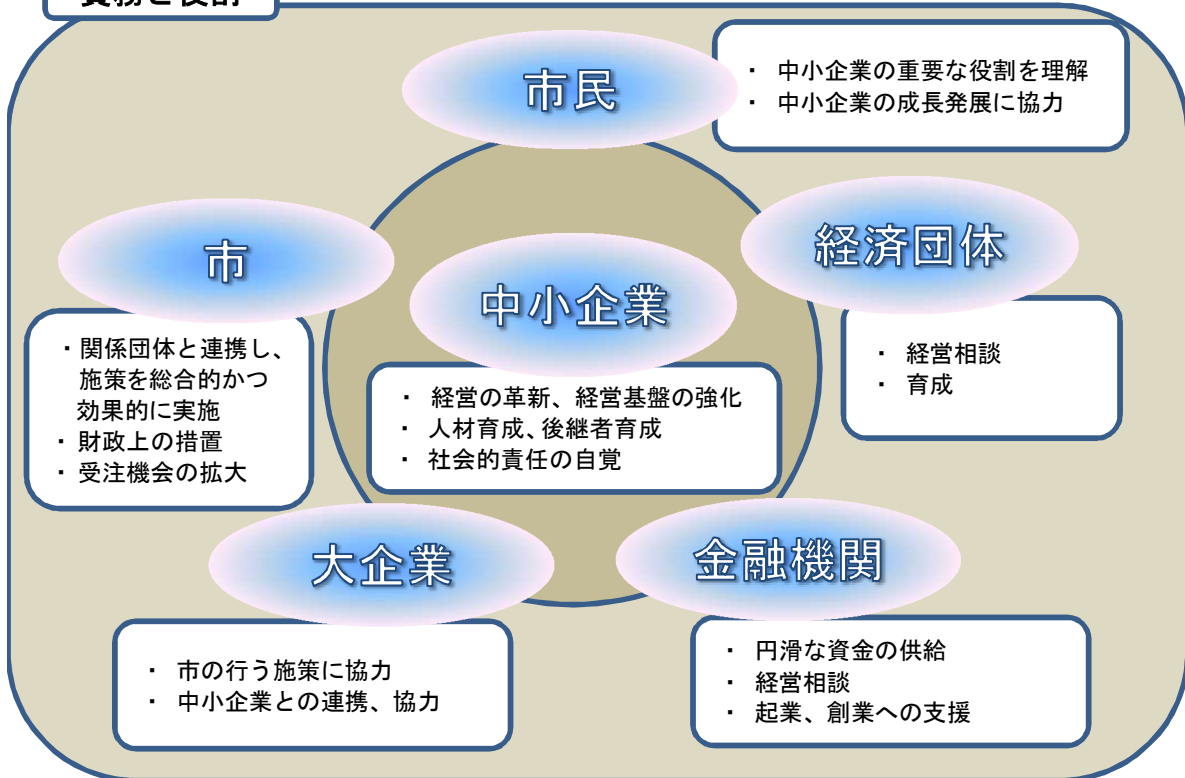
## 基本理念

中小企業の振興は・・・

中小企業者による自らの創意工夫及び自主的な努力並びに法令遵守の下に推進

関係団体が中小企業の果たす役割の重要性を理解し、協働して推進

## 責務と役割



## 基本施策

中小企業者の・・・

経営基盤強化 技術力高度化	資金の円滑な供給	創業 新たな事業展開の促進	販路拡大
活力ある成長 及び発展	事業承継 持続的発展	人材の確保・育成	環境整備

地域経済の活性化・市民生活の向上